

大阪市港区の地域活性化に資する公民連携事業審査依頼書

事業名：		担当課長名： (担当者名、連絡先)	
連携事業者名：			
連携事業の内容(区役所が担う役割、業務執行の流れも明確にして記載すること)			
必要に応じて、「フロー」、「スキーム図」等を提出してください。			
連携事業者について			
事業者の概要・構成		裏面連携資格の確認 (該当有 ・ 該当無) 協定書等の取交し予定 (有 ・ 無) 誓約書等の取得予定 (有 ・ 無) 本市との利害関係の有無 (有 ・ 無) (本市から補助や委託関係の有無)	
事業連携の必要性・効果			
審議ポイント(個別な利益供与とみなされるおそれのある役割とそれに対する対応策など)			
その他特記事項			

連携事業者となるための資格について

次に掲げる条件の全てに該当すること。

- (1) 民間法人・任意団体等(法人格は問わない)であって、個人ではないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第一項第二号及び第三号の規定に該当しない者であること。ただし、連合体においては、それぞれの構成員が上記の要件を満たすこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (4) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 納税義務者にあつては、国税及び地方税を完納していること。
- (6) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (7) 上記(1)～(6)の条件を満たす団体同士の連合体との連携は可能とし、次の要件も満たさなければならない。
全体の意思決定、事業実施等に責任を持つ連合体の代表者を決めておくこと。
なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる者とする。